



乳幼児・こども福祉医療費助成制度 申請についてのご案内



美祢市では令和元年10月1日から、こども医療費助成制度を拡充します。
新たに対象となる方にお手続きのご案内を送付しますので、記入例を参考にされ、
期間内に申請をお願いします。



■制度内容

制度	乳幼児医療費助成制度	こども医療費助成制度
対象児童	0歳から小学校就学前まで (6歳到達後最初の3月31日受診分まで)	小学校1年生から中学校3年生まで (15歳到達後最初の3月31日受診分まで)
所得制限	なし	小学生：なし 、中学生：あり ※父母の所得割額の合計が 136,700円以下(税額控除前)
助成内容	保険診療による通院、入院、調剤の自己負担分を市が負担します。 ただし、入院時の付添料、食事代、室料の差額や自由診療、予防接種、 健診など、 保険診療外の費用は助成の対象になりません。	

■助成の受け方

県内の医療機関を受診する際は、福祉医療費受給資格者証と健康保険証を毎回提示してください。
もし提示のない場合は、受診した医療機関にて医療費の支払いが必要となる場合があります。
※支払いをした際は、下記の『払い戻し手続き』を行ってください。

■払い戻し手続き ※払い戻しには、2~3ヶ月程度かかります。

窓口(地域福祉課)にて払い戻しの手続きをすると医療費(保険適用分)が払い戻されます。

- 福祉医療費受給者証を提示できずに受診し、医療機関等に医療費の支払いをしたとき
- 県外の医療機関等を受診したとき
- 福祉医療費受給者証の交付を受ける前に医療機関等を受診したとき
- 医師の診断により装具を購入したとき(めがね等)

【手続きに必要なもの】

領収証 ・ 印鑑 ・ 通帳(父または母名義)

■高額療養費について

福祉医療費受給者証をお持ちの方は、高額療養費の支給対象となりません。

※加入の健康保険より高額療養費が支払われた際は、窓口(地域福祉課)にて返還の手続きをしてください。

■福祉医療費受給者証の返却が必要な場合

下記の場合は、福祉医療費受給者証を窓口へ返却してください。

- 市外へ転出するとき
- 健康保険の資格がなくなったとき
- 生活保護世帯になったとき

※福祉医療費受給者証の資格がなくなった後に使用された場合は、助成した医療費を返還していただくことがあります。



毎年8月が福祉医療費受給者証の
更新時期となります！

